別紙様式第37号

（表）

3㎜

第　　号

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

第144条の27第4項の規定に基づく

監　査　証　票

所属

官職　　氏　　名　3㎜

年　月　日生

令和　年　月　日交付

主　務　大　臣

（裏）

地方公務員等共済組合法(抄)

(主務大臣の権限)

第144条の27(第1項、第2項、第3項略)

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

5　略

(主務大臣等)

第144条の29(第1項、第2項略)

3　第144条の27第1項及び第4項並びに前条第1項及び第2項に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

4　略

第147条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第144条の27第2項又は第4項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　略

備考

1　都道府県知事が当該職員に監査させる場合は、様式中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「官職」とあるのは「職名」とする。

2　用紙は、厚紙白紙、日本産業規格B8とする。